

市有地処分媒介契約書

光市が行う市有地処分の媒介に関する取扱要領（以下「要領」という。）第 1 条に規定する市有地の処分に係る媒介業務について、委託者光市（以下「甲」という。）と 受託者（以下「乙」という。）とは、 年 月 日両者間に締結した市有地処分の媒介に関する協定書に基づき、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第 1 条 甲は、次に掲げる市有地処分の媒介業務（以下「本業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（１）業務の内容

市有地処分に係る媒介業務

（２）物件

所 在 地	地 目	地 積	価 格
		m ²	円

（媒介契約の期間）

第 2 条 この契約の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

（媒介手数料）

第 3 条 この契約による媒介手数料の額は、要領第 1 0 条第 2 項の規定により定められた額とする。

（購入申込み）

第 4 条 乙は、購入希望者に対し、必要に応じて物件の内容等を説明するものとする。

2 乙は、購入希望者が宅地建物取引業者である場合は、媒介できないものとする。

3 購入希望者は、市有地の購入申込み（以下「購入申込み」という。）を行おうとするときは、乙を通じて市有地購入申込書を甲に提出するものとする。

4 甲は、購入申込みがあったときは、購入希望者に対して物件の内容等を説明するものとする。

（購入申込みの取下げ）

第5条 購入申込みをした購入希望者が、当該購入申込みを取り下げるときは、乙を通じて市有地購入申込取下書を甲に提出するものとする。

（複数の購入希望者がある場合）

第6条 甲は、同一物件について同日に複数の購入希望者（媒介制度によらないものを含む。）から市有地の購入申込書の提出があったときは、くじ引きにより当該市有地の売買契約の相手方を決定するものとする。

（業務報告書の提出）

第7条 乙は、本業務を完了したときは、遅滞なく本業務に関する報告書を甲に提出しなければならない。

（媒介手数料の支払）

第8条 甲は、乙が媒介した購入希望者との間で物件の売買契約が成立し、かつ、売買代金が甲に完納され所有権移転登記が終了したときは、その旨を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、媒介手数料の支払請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定により乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、当該支払請求書を受理した日から30日以内に媒介手数料を乙に支払うものとする。

4 乙は、購入者に対し、媒介に関する媒介手数料を請求できないものとする。

（権利の譲渡の制限）

第9条 乙は、この契約に係る権利、義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときはこの限りではない。

（再委託の制限）

第10条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ

甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(乙以外の媒介契約)

第 1 1 条 甲は、乙以外の媒介業者との間で第 1 条に定める市有地処分の媒介業務に係る契約を締結したときは、乙に対しその旨を通知するものとする。

(秘密の保持)

第 1 2 条 乙は、この媒介により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(実地調査等)

第 1 3 条 甲は、必要があると認めるときは、本業務の実施状況について随時に調査し、又は乙に対して所要の報告、資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

(損害の負担)

第 1 4 条 本業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

2 乙は、本業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第 1 5 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

(損害賠償)

第 1 6 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(疑義の解決)

第 1 7 条 この契約に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第 1 8 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

以上の契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 光市中央六丁目 1 番 1 号
光市
光市長 市 川 熙

乙 住 所

氏 名